

広報紙社協通信「みやこじま」の発行にかかる事業者を選定するための  
コンペ実施要項

- 1 委託法人 社会福祉法人大阪市都島区社会福祉協議会
- 2 委託業務名称 広報紙「社協通信みやこじま」の編集業務委託業者の選考について
- 3 提案書類

(1) 課題作成物及び実績の提出について

① 下記の内容で1面を作成してください。

印刷は縦405×横274ミリ仕上げで、用紙は出来上がりに近い色合いのものとする。

・社協通信のタイトル部分の作成(紙面の1/6程度) ←[デザイン・イラスト] 社協名・みやこ  
りんイラスト・住所・電話・アドレス など

2025年7月〇日 第80号

・イベント案内紙面の作成 ←[デザイン・イラスト・文章]  
タイトル みやこじま防災大作戦

(参考) 普段の生活の中で地震や災害の備えを考えるイベントです。

都島区社会福祉協議会の館内、駐車場を使い子どもから高齢者までが参加できる事  
業になっています。・・・2025年で8回目の実施

日時 2025年11月29日(土) 10時30分～15時00分

場所 都島区社会福祉協議会 ふれあいセンター都島

【学ぶ】楽しく学ぼう！みんなで学ぼう！おやこ防災講座

- ・防災クイズ・・・クイズ形式で防災を学ぶ
- ・防災 DVD の上映・防災対策グッズの展示

【体験する】

- ・煙テント体験・・・煙体験で安全に避難する方法を学ぼう！
- ・VR体験・・・災害を仮想体験して、防災を考える

《子どもも大人も楽しめる》

【楽しむ】

- ・Cafe ま～ぶる・・・学校や職場以外で安心して過ごせる居場所
- ・レジ打ち体験など・・・ファミリーマートのレジ打ちを体験
- ・みやこりんラムネ・・・150円以上のご寄付毎に1本お渡しします  
赤い羽根共同募金へのご寄付として地域福祉活動の助成金となります。

申込・問い合わせ先: 大阪市都島区社会福祉協議会

電話06-6929-9500

協力: 都島区役所、都島消防署

②令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に、行政・企業・社会福祉団体その他の団体等から広報紙などの印刷業務を受注した発行物。(2点まで提出可能)

(2)選考方法

本会内で選考委員により選考基準で評価し、最高得点の業者を選定します。

(3)選考基準 総合計100点満点

内訳

- ①デザイン(紙面全体).....25点満点
- ②イラスト.....20点満点
- ③文書作成・構成.....25点満点
- ④これまでの実績.....20点満点
- ⑤価格.....10点満点

(4)入札参加申請書類

①入札参加申請書

・入札参加申請書提出期間

令和7年4月14日(月)～令和7年4月19日(土)

②入札参加申請書提出方法

必要事項を記入の上、持参・郵送またはFAXにて提出のこと。期日必着。

(5)入札

①入札書

②誓約書

③サンプル紙面 10部

④これまでの実績(2点以内)

⑤見積書、及び内訳・積算書

⑥社協通信タイトル部分のコンセプトの説明文

見積書について

- ・上記編集、印刷業務で4ページ建ての価格
- ・合計金額は消費税を含んだ額とすること。
- ・見積する経費には、仕様書に記載する一切の経費等を含むものとする。

(6)入札書の提出方法

- ・入札にかかる書類を封入の上厳封し、郵送及び窓口にて提出

(7)入札書提出期限

- ・令和7年4月30日(水)正午まで 持参・郵送の場合も期日・時間内必着のこと。

## (8)開札日・場所

- ① 日 時 令和7年4月30日(水)午後1時
- ② 場 所 都島区社会福祉協議会内 1F 事務室
- ③ その他 必ずしも入札に立会う必要はありません。  
入札結果は後日お知らせします。

## 5 入札参加基準

大阪市または大阪府の電子調達システム 入札参加有資格者名簿情報に登録されていること。  
なお、従前より本会と取引がある事業者についてはこの限りではない。

大阪市都島区社会福祉協議会 契約要綱第3条による。

(入札に参加させることができない者等)

第3条 契約担当者は、次の各号の一に該当すると認められるものを入札に参加させ、又は契約の相手方とすることができない。

- (1)法令等の規定により、営業について免許、許可又は登録を要する場合において、当該免許、許可又は登録を受けていない者
- (2)制限行為能力者及び破産の宣告を受け復権確定しない者
- (3)入札停止処分を受けて2年間を経過しない者
- (4)国及びその機関、並びに大阪府、大阪市の入札資格を有さない者(ただし、従前より本会と取引のある者を除く)
- (5)その他入札参加に不相当と認められる者

※1 反社会的勢力と関係がある場合も参加できません。

※2 従前より本会と取引には、営業活動を含む。

## 6 契約

業者決定後は、編集・印刷業務の見積額＝契約額とする。

契約の解除は、4ヶ月前までにおこなうことができる。(発注者・受注者とも)

## 7 提出先

〒534-0021

大阪市都島区都島本通3-12-31

大阪市都島区社会福祉協議会 (地域支援担当 西上)

電話 06-6929-9500 FAX

mail chiiki15@miyakorin.com